

# YUBISUI

# NEWS

企業版

No. 107

2024

## 特集 YouTube 沸騰ワードを紹介〈税務調査について〉

### CONTENTS

- 01 特集  
YouTube 沸騰ワードを紹介  
〈税務調査について〉
- 05 注目の税制  
定額減税について
- 07 社労事業部からのアドバイス  
雇用契約書の変更について
- 09 法務 TOPICS  
相続登記の義務化について
- 11 コンサルの現場から  
問題解決の第一歩は現状分析から
- 12 医療介護専門部より  
2024年6月開始  
ベースアップ評価料の創設について
- 13 相続事例  
「曆年贈与」と「相続時精算課税制度」  
～令和5年度改正～
- 14 システム情報 PORTAL  
システムインテグレーションのご紹介
- 15 税制・労務 法改正セミナーのご案内



ゆびすいグループ

YUBISUI

## 特集

ビジネス部門



# YouTube沸騰ワード を紹介

## 税務調査について



### はじめに

最近、YouTubeで色々な税務に関する動画を目にします。

中でも、視聴回数が多い動画は「税務調査」を題材としたものでした。コロナ禍も明け、税務調査の件数が増えてきたため、注目度が高いことが考えられます。

そこで今回は、「税務調査」についてご説明したいと思います。

### 1. 税務調査の概要

#### 税務調査とは

税務署が法人又は個人の税務申告の内容が正しいかどうか、帳簿書類などをもとに確認・調査すること

##### 対象

基本的に過去3年分

間違いや問題があった場合は5年、また重大な問題（仮想・隠ぺいなど）があった場合は最大7年まで遡るケースもあります。

##### 頻度

3年～10年に1度、1度もないケースも

一度の税務調査で重大な問題があると調査の頻度が高くなります。逆を言えば、何も問題がなければ5年に一度など頻度が低くなる可能性が高まります。調査の回数を減らしたければ、正しく税務申告を行なうことが近道です。



### 2. 税務調査が行われる前に共通点がある？

一般的には個人も法人も黒字であることが税務調査の対象となる可能性が高くなります。しかし、赤字の先でも税務調査は行われるケースもあります。

法人であれば、税務署に提出した法人税・消費税の申告、個人であれば所得税・消費税の申告内容を確認し、問題がありそうなところや話題となっている業種等に対して税務調査が行われます。



堺事業部  
菅 修太郎

例えばどんな申告書が目をつけられるのでしょうか。それは以下のことが考えられます。

- ・前年の申告に対して数値に異常値が発生している。  
(売上の急激な増加・減少、売上利益の急激な増加・減少、経費の増加・減少)  
→売上、在庫などに問題がある。または、経費とならないもの(架空経費など)が存在していることが考えられる。
- ・同業種の決算内容と比較して異常値が発生している。  
→売上、在庫などに問題があると考えられる。
- ・消費税の免税の基準である課税売上1,000万円を超えていたり超えなかったりしている。  
→売上の漏れや計上時期のズレで消費税納税の可能性が考えられる。
- ・消費税の還付申告を行っている。  
→経費とならないものを多額に計上して不正還付を受けていることが考えられる。

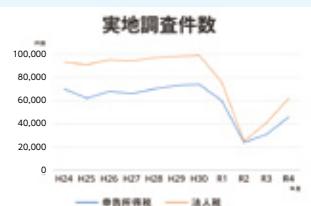
### 3. コロナ禍後の税務調査

2020年3月半ばからのコロナ禍においては、3密回避のため税務調査数も減っていました。全く無くなつたわけではなく、より厳密に確認し選定したうえで行っていたものと考えられます。

しかし、コロナ禍も明け、税務調査の数は増えてきました。

弊社だけでみてもその数は増えています。

#### MEMO



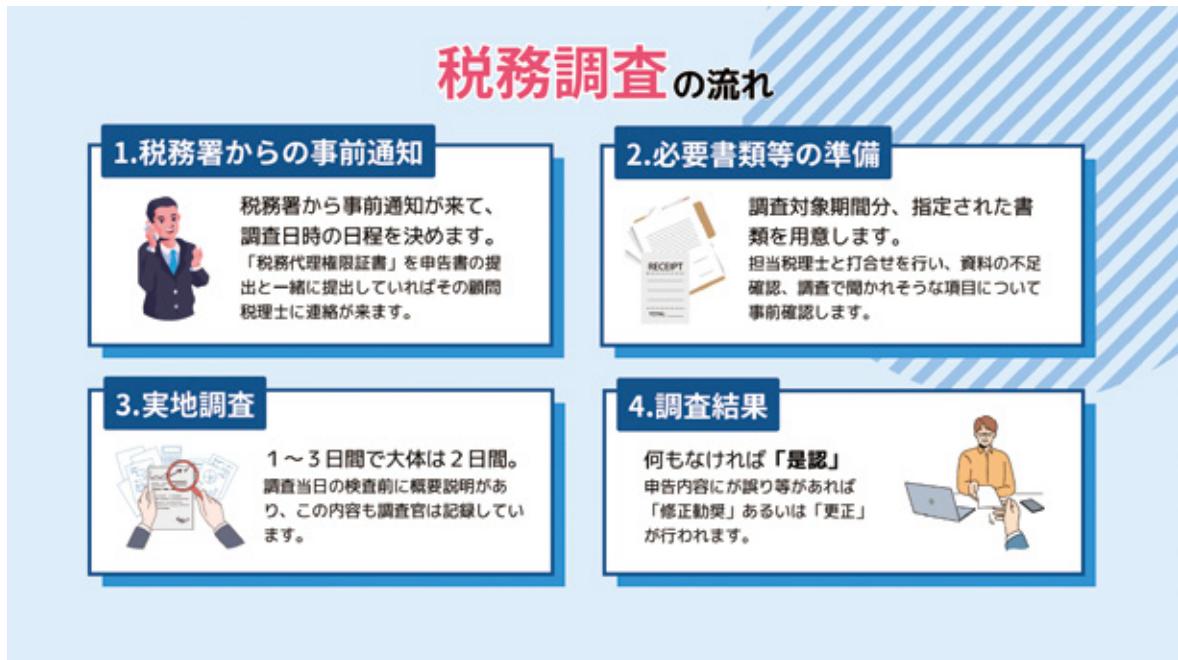
#### 税務調査の実地件数について

国税庁発表のデータをもとに長期的な視点で見ると、グラフの通り、H24年頃からはおおよそ横這いの傾向だった実地件数は、コロナ禍で大きく減少した後、現在は回復傾向にあります。

また実地率については、法人の場合は30年に1回、個人の場合は100年に1回と言われていますが、相続税の調査の実地率は約9%で開業後3年以内に税務調査が入ることが多いと言われています。

続いて次のページから税務調査の流れやポイントについて紹介します

#### 4. 税務調査の流れ(実際に調査が入った場合)



##### ①税務署からの事前通知

税務署から事前通知が来て、調査日時の日程調整を行います。この際顧問税理士があり、「税務代理権限証書」を申告書の提出と一緒に提出していればその顧問税理士に連絡が来ます。ゆびすいで申告書を提出させて頂いている方は全件提出しています。

##### ②必要書類等の準備

調査日時が決まれば、税務調査に向けて担当税理士と打ち合わせを行うこととなります。税務調査に向けて必要書類の準備や資料に不足がないか確認を行います。調査で聞かれそうな項目等の洗い出し、確認作業をします。

##### ③実地調査

調査当日は午前10時頃に臨場し、午前中は会社の事業概要や資金の流れの聞き取り調査が行われ、場合によっては工場や店舗の見学など様々な方法でその会社の全体像を確認します。

何気ない会話のやり取りの中にも、調査官はメモをとっており、納税者の主張と申告内容に齟齬がないかを確認しています。その後、聞き取り内容を基に実際の帳簿書類等を閲覧し、本格的な調査が開始されます。

調査日数は法人の場合は2日ないし3日間、個人の場合は1日の調査が多いですが、場合によっては3日以上の調査もあります。

終わればほっと一息というわけではありません。調査官は様々な資料を持って帰り、税務署内での調査が続きます。資料確認のため反面調査(取引先への確認)や、銀行で預金通帳の履歴等を取得することもあります。

何も問題なければ調査は終了。しかし、疑義があれば調査は続行します。

#### ④調査結果

すべての確認が終われば調査結果が出ます。問題なければ「是認」、申告内容に誤り等があれば「修正勧奨」あるいは「更正」が行われます。

税務調査は臨場から終了まで少なくとも1ヵ月ぐらいはかかりますので、最終結果が出るまで気を抜くことができません。

## 5. 税務調査のポイント

税務調査はいつどのタイミングでくるか分かりません。ある日突然連絡が来ます。

そこで税務調査のポイントを紹介します。

### ・税務調査当日・あるいは調査決定から実地調査までの期間について

税務調査は事前準備が大切です。事前に対策していればスムーズに調査が進みます。

しかし、税務調査に来る調査官は若手のOJTを兼ねたものもあれば、ベテランが来るなど様々な担当官が来ます。従って、絶対これを聞かれるというのは言い難いですし、業種によっても見られるポイントが違います。

また必要な書類(帳簿書類、請求書などの証憑書類)が事前に準備できているかも重要なポイントです。

調査までの事前打ち合わせ時に気になる点は、ゆびすいの担当者にお伝えしてください。

### ・日々の経理について

日々の経理を適切に処理しておけば、税務調査で指摘されることもありません。これが出来たら苦労はしませんが、日々の取引に関してなるべく整理しておくことがポイントです。

税務調査でよく聞くのが「お土産を置いておく」という言葉ですが、これは必要ありません。税務調査官は何か修正事項を持って帰らないといけないと勘違いされている方もいらっしゃいますが、そんなことはありません。

何も修正事項がない税務調査も大いにあります。日々の経理を整然と行えば、税務調査で何事もなく終わり税務調査の回数も減らすことができます。

## 6. まとめ

税務調査の概要について、説明してきました。

私が見たYouTubeの税務調査の動画に限らず、税金に関する動画で、なかなか過激なことを言っておられる税理士の動画もありました。(〇〇は経費になりますなど)

内容を鵜呑みにせず、税務調査で気になる部分がある場合は、ゆびすいの担当者に相談してみてください。

ゆびすいグループ HP  
お問い合わせフォーム  
はこちら





# 定額減税について

## はじめに

今回は今話題の「定額減税」について、特に給与所得者の方にフォーカスしてお伝えさせていただきます。

## 定額減税の概要

定額減税とは、国が特定の金額を税金から差し引くことで、近年の物価高騰による負担を軽減する制度です。具体的には、所得税と住民税から1人当たり4万円(所得税3万円・住民税1万円)が減額されます。減税額は、扶養の人数によって異なります。

例えば、Aさんの年収500万、配偶者控除が適用される配偶者と子どもが2人いる場合、減税される額は、合計16万円となります。

所得税:(本人)3万円+(家族)3万円×3人=12万円

住民税:(本人)1万円+(家族)1万円×3人=4万円 合計16万円

## 対象者

令和6年分の所得税を納税する方で、令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下の方が対象です。給与収入のみの方は、年収が2,000万円以下であれば対象になります。

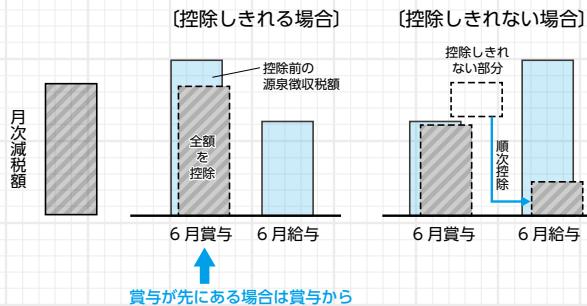
## 実施方法

「月次減税事務」…令和6年6月1日時点で扶養控除申告書を提出している給与所得者は、6月の給与(賞与の方が早い場合は賞与)から、定額減税額が差し引かれます。

「年調減税事務」…扶養控除申告書を提出していない場合、年末調整で定額減税額の精算を行います。

## 所得税の計算方法

月次減税事務では、令和6年6月1日以後、最初に支払う給与等に対する源泉徴収税額から月次減税額を控除します。令和6年6月支給分で控除しきれない部分は、令和6年7月以降支給分で控除します。



参照:国税庁HP「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」  
(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf>)

## 住民税の計算方法(特別徴収の場合)

6月の給与にかかる住民税の特別徴収は行わず、定額減税後の税額を11分割して、7月より給与天引きします。(※端数は最初の月の7月にまとめて徴収します。)

例えば、減税前の住民税:100,000円、定額減税:10,000円→給与特別徴収:90,000円の場合、  
90,000円÷11=8,182円

7月徴収額:8,100円+(端数)900円=9,000円  
8月以後の徴収額:8,100円×10か月=81,000円 } 90,000円



「定額減税セミナー」はこちらから  
ご覧いただけます。

「定額減税セミナー」の資料はこ  
ちらからご覧いただけます。



福岡事業部

水田 舞華



東日本事業部

面家 大輝

## よくある質問

国税庁からQ&Aも出ています。その中でも、重要な部分を抜粋します。(国税庁「令和6年分所得税の定額減税Q&A」2024年5月現在より抜粋)

2-2

所得制限を超える人に対する  
定額減税

A.合計所得金額が1,805万円を超える人であっても、主たる給与支払者のもとでは(月次減税)の適用を受けることになります。その場合、年末調整の際にそれまで控除した額の精算を行います。

主たる給与の支払者からの給与収入が2,000万円を超える人は年末調整の対象となりませんので、その人は確定申告で最終的な精算を行います。

2-4

給与所得者における定額減税  
の適用選択権の有無

A.一律に主たる給与の支払者のもとで定額減税の適用を受けることになり、自分で定額減税の適用を受けるか受けないかを選択することはできません。

6-9

16歳未満の扶養親族に係る  
月次減税

A.基準日在職者の提出した扶養控除等申告書(住民税に関する事項)に氏名等が記載されている「16歳未満の扶養親族」のうち、居住者である人は月次減税額の計算に含めることとされています。なお、その16歳未満の扶養親族が他の給与所得者が提出する扶養控除等申告書(住民税に関する事項)において扶養親族として記載されている場合には、いずれかの給与所得者の定額減税額の計算に含めることとされています。

6-11

基準日の前に死亡した扶養  
親族に係る月次減税

A.令和6年6月1日以後最初の給与等の支払日の前日までに死亡した令和6年分の扶養親族についても、その親族の死亡の日の現況で扶養親族であると判定されれば、月次減税額の計算に含めます。

6-12

扶養親族の人数が変更になった  
場合

A.扶養親族の人数が異なることとなつても、月次減税額の増額は行いません。なお、こうした人数の異動により生ずる定額減税額の差額は、年末調整又は確定申告により精算されます。

10-8

給与支払明細書への記載事項

A.給与支払明細書には、実際に控除した月次減税額の金額を「定額減税額(所得税)×××円」、「定額減税×××円」と、適宜の箇所に記載していただくことになります。

10-10

所得税徴収高計算書(納付書)  
の記載方法

A.所得税徴収高計算書(納付書)の記載方法は、特に従来と変わることはありません。この場合、「税額」欄には、月次減税額を控除した後の金額(実際に納付すべき源泉徴収税額)を記載することになります。

## おわりに

事務処理が少し煩雑になつてしまふかもしれません、特に確認していただきたいのが従業員の方の扶養人数です。控除の金額に関係してきますので今年は特にご注意ください。ご不明な点がございましたら、弊社税務担当までお尋ねください。



## 雇用契約書の変更について

### はじめに

毎年労働法関係の法改正は尽きませんが、令和6年度は労働契約書の大きな改正がありました。労働契約の大元となる契約書を正確に作成できていないとトラブルの防ぎようがありません。正確には労働条件通知書の法改正ですが、労働契約書で労働条件の通知を行っている企業が多いと思いますので、契約書の改正と考えていただいて問題ありません。

変更内容の整理とともに、今回大きく注目されている無期転換ルールについて詳しく記載いたします。

### 契約書変更の内容

2024年4月より、必ず記載する必要がある明示事項が追加されました。いずれも書面明示になります。

今回法改正があった内容は次の4点です。

- ①就業場所・業務内容の変更の範囲
- ②更新上限※
- ③無期転換申し込み機会※
- ④無期転換後の労働条件※

※は有期労働契約の場合にのみ必須の事項です。

#### ①就業場所・業務内容の変更の範囲

すべての労働者が対象です。雇入れ当時の就業場所、業務内容に加えて、変更の範囲がある可能性を明記することが必要です。例えばテレワークの可能性があるなら労働者の自宅、保育作業とは別で事務仕事をする場合があるなら事務作業を記載します。ただ、大きく職務内容が変わら場合は労働契約を結び直せば問題はありません。

変更の範囲を明示することで、例えば休職後復職した社員がいたときに「A業務は無理だが軽いB業務ならできる」として職務内容の変更を求められても、「変更の範囲に事務は含まれていないのでそれは難しい」とお断りをすることもできます。復職時のトラブルは非常に多いので、予防のためにも変更範囲の記載は忘れずに行いましょう。

#### ②更新上限

有期労働契約の場合が対象です。有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに更新上限を明示します。形式は通算期間でも回数でも構いません。また、上限がある場合は記載必須のものですので、上限がなければ上限なしと明記すれば足ります。

#### ③無期転換申し込み機会

「無期転換申込権」が発生する契約更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨を明示します。一度明示したら足りるものではなく、初めて無期転換申込権が発生する有期労働契約が満了した後も無期転換を行っていないのであれば、更新の都度明示します。無期転換ルールの詳細は次項をご覧ください。



社労事業部  
篠原 里奈

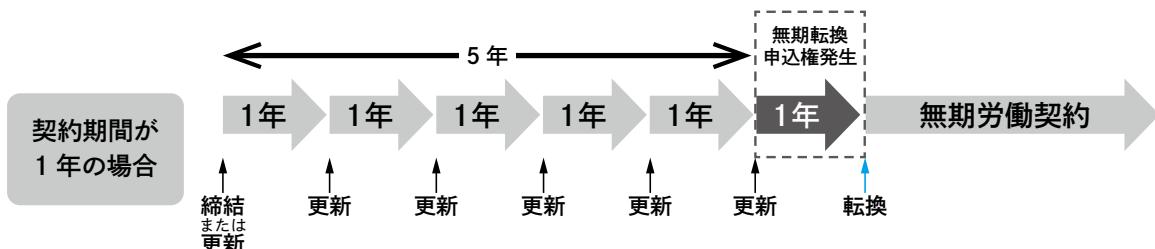
#### ④無期転換後の労働条件

「無期転換申込権」が発生する契約更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件を書面により明示します。有期契約のときと特に変更がなければ変更なしと記載します。

労働条件を決める際は待遇の均衡を考慮して定めるようにしましょう。2020年にパートタイム・有期雇用労働法の改正もあり、有期雇用契約者に関する目線は厳しくなっています。例えば職務内容が変更されないのに無期転換前よりも実は時給換算すると労働条件が低下していた、ということはないようにしましょう。

#### 無期転換ルールに注意

無期転換ルールとは、平成25年から開始されている制度です。有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合、6年目の1年間で無期転換の申し込みをすると、7年目より無期契約となります。図にすると以下の通りです。



(厚生労働省 無期転換ルールハンドブック <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000518484.pdf>)

6年目に申し込みをしなければ7年目、8年目とその先いつでも申し込みが可能となります。

「いつから5年を数え始めるのか」という質問が多いのですが、雇入れ時からになります。1年契約を何度も繰り返しているパートさんはすでに対象になっている方も多いです。

ポイントは、労働者が申し込みをすると使用者は自動的に承諾したものとみなされる点です。断ることができず、その時点で無期労働契約が成立します。申し込みは書面が推奨されているものの、口頭でも可能です。

#### 最後に

今回の改正の4点中3点が有期労働契約者の契約書についてでした。有期労働契約者に注目が集まっているのは間違いないなく、また入退職時のトラブルが多発するのも有期契約の場合が多いです。労務トラブルに発展すると時間と費用が大きく必要になる可能性もございますので、土台となる労働契約書はもれなく必要事項を記載しましょう。

ゆびすいでは今回の法改正に対応した契約書のひな型を作成しています。興味がある方はお問い合わせをいただけますと幸いです。

## 相続登記の義務化について

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。

相続登記が義務化された背景には、所有者が亡くなった不動産について相続登記を申請しないまま放置され、所有者が特定できない不動産が増えているといった社会問題があります。

この不動産の所有者不明状態を解消する手段の一つとして、相続登記の義務化をし、不動産の所有者を明確にする狙いがあります。それでは、相続登記の義務化に当たり、どのような点が変更されたのかをお伝えしていきたいと思います。

### MEMO

「平成 28 年の国土交通省による地籍調査では、不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、概ね 20%程度とされています。」

### 相続登記の期限が新設されます！

従前の法律では相続が発生しても相続登記の申請義務は無く期限も課されておりませんでしたが、相続登記の義務化に伴い、令和6年4月1日からは「3年以内に相続登記をしなければならない」と定めされました。

いつから3年以内がスタートされるかですが、「被相続人が死亡した事」・「自分が相続人として対象不動産を取得した事」この二つの事実を知ってからとなります。

そのため、遠い親戚がどこかで亡くなって、自分が相続人だったとしても、その死亡の事実を知らなければ期限がスタートすることはありません。

### 登記をしない事でペナルティが発生する恐れも！

上記の期限を経過することで「10万円以下の過料」が課される事になります。

ただし、正当な理由がある場合は除外されます。正当な理由は以下のように挙げられています。

- ①相続が連続して発生して相続人が極めて多数であることにより、戸籍謄本等の必要な資料の収集や他の相続人の把握に時間要するとき
- ②遺言の有効性が争われる訴訟が係属しているとき
- ③登記申請義務者に重病等の事情があったとき
- ④登記簿は存在しているものの、公図が現況と異なるため現地をおよそ確認することができないとき

「単に遺産の分け方について相続人間で揉めて、話がまとまらない」は正当な理由にはなりませんので注意が必要です。

### どの期間の分が適用されるのか？

今回の相続登記義務化よりも前に発生した相続についても相続義務は適応されるのでご注意ください。実施された時点での登記が義務化される前のものと見なされてしまう可能性があります。



登記事業部  
司法書士 中井 麻奈未

すでに発生している相続の申請期限は、相続開始日からの計算ではなく、施行日である令和6年4月1日から3年以内の令和9年4月1日までとなりますので、注意が必要です。

#### “単に遺産の分け方について相続人間で揉めて、話がまとまらない”ことによって、期限内に相続登記ができない場合は？

相続人同士の話し合いがまとまらず、揉めてしまって、期限内に相続登記ができない事も考えられます。その場合、先ほど申し上げたように登記が遅れた正当な理由として認められません。そのような時のために「相続人申告登記」という制度が創設されました。

#### 創設された「相続人申告登記」とは？

登記官に対して申出をすることで、申し出た相続人の住所や氏名が登記されます。これにより、住所氏名が登記された相続人は一旦申請の義務を果たした事になり、ペナルティが課される事は避けられます。この申出は、特定の相続人が単独である事も、他の相続人の代理で複数人分を申出する事も可能です。

相続人同士の話し合いがまとまらず、どうしても期限内に相続登記の申請ができそうにない時にはこの制度を利用していくだけとよいでしょう。

そして、相続人同士で遺産分割の話がまとまり次第、その日から新たに3年の相続登記の申請期限が付される事となります。したがって、協議が終わりましたら忘れずに相続登記をしましょう。

#### 最後に

相続登記には、不動産について自分の権利を守る事はもっぱら、所有者不明土地問題を防ぐという社会的な役割も含まれています。以前と異なり、相続が発生した場合には不動産登記が義務であるという事をご認識いただき、ご不明な点につきましては相続登記の専門家である司法書士にご相談いただければと思います。

また相続登記を放置してしまい、第2、第3の相続が発生すると、当事者の数が増え、相続関係が複雑になり、手続きの際には膨大な時間や多大な費用を要する事があります。相続登記がお済みでない不動産がある方はできる限り早く終わらせる事をおすすめします。

相続登記の義務化に関する疑問、質問をお持ちの方はお気軽にゆびすい登記事業部までご相談ください。





経営コンサルティング事業部  
中小企業診断士 本杉 祐也

## 問題解決の第一歩は 現状分析から

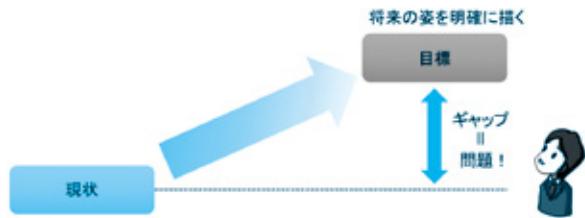
### ■問題とは「あるべき姿」と「現状とのギャップ」である。

そもそも「問題」とは何でしょうか?ノーベル経済学賞を受賞したハーバートA.サイモンは、「問題とは一言で言うと、目標(あるべき姿)と現状とのギャップ」と言っています。

したがって、現状とギャップのない目標からは

問題は発生しない。また、到達不可能な目標と現状とのギャップは、理論的には解決不可能な問題ということになります。

問題発見とは、「あるべき姿」と「現状」の「ギャップ」の構造を把握することから始まると言え、「ギャップ」の本質に迫ることが解決への道筋を示すこととなります。



### ■現状分析の重要性

問題を解決する過程で最初に行なうことは現状がどのような状態にあるのかを深く理解する「現状分析」です。日常生活でのGoogleマップやカーナビの利用例と同様に、「現在地」と「目的地」を明確にすることが重要です。コンサルティングの場で感じるのは、経営者であっても「意外と自社の現状は把握しきれていないケースがある」ということです。

一例を紹介します。とある成長企業様の事例です。売上の急速な伸びを支えるための運転資金が枯渇、短期的な現金流入が必要だと判断した経営陣は、複数の銀行から急場の借入れを行い、必要な資金を確保しました。

しかし、この決断が長期的な財務状態を悪化させてしまいます。借入金の返済圧力が増大し、会社の財務は限界に近づきました。

このタイミングで、銀行からの要請もあり、問題の根源を探るためにコンサルタントを入れ、詳細な分析を実施しました。その結果、売上の伸びを追いかけるあまり、売上原価が激しく上昇していることが明らかになりました。受注に応じるために多様な業者から急ぎで材料を仕入れた結果、製品一つあたりのコストが増大していました。

このケースだと、借り入れ前に、徹底した原価管理を行うことで資金繰りの問題は解消していました。現状分析を行うことでより良い問題解決ができるのです。

### ■個別相談室のご案内

企業経営における様々な課題は、時として独力で解決するには厳しいものがあります。そこで、当組織では企業様のお悩みを解決するための個別相談室を設置いたしました。

「資金繰り」と「人材採用・活用」に関する課題にフォーカスし、専門的な視点からサポートを提供します。

経営改善・資金繰り  
相談はこれら

人材採用・活用  
相談はこれら

資金繰りの課題には、資金調達の選択肢、財務健全性の向上策などを、



人材採用・活用の課題には、採用戦略の立案、人事制度の設計、労務リスクの管理などを扱います。



お悩みをお持ちの方は、この機会に是非ご利用ください。

# 医療介護専門部より



医療介護専門部  
税理士 中村 圭吾

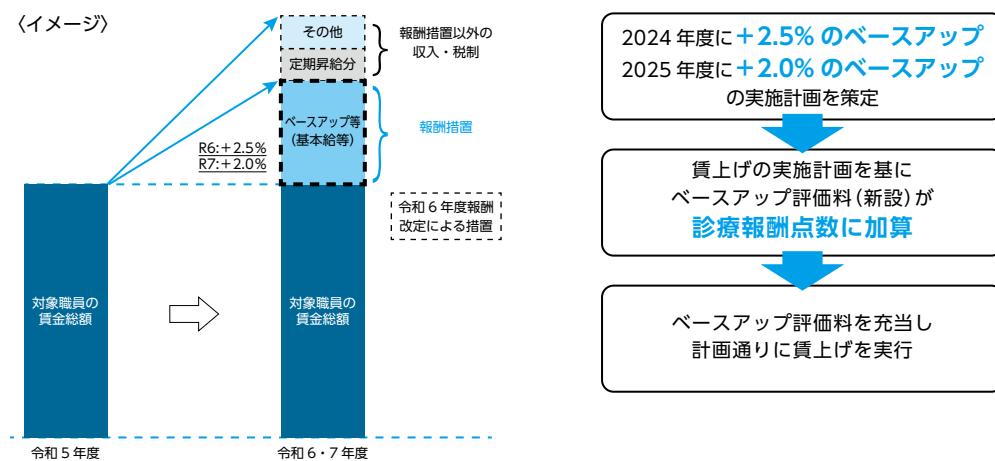
## 2024年6月開始 ベースアップ評価料の 創設について

昨今の食材料費や光熱費等の物価高騰は、医療分野でもサービス提供や人材確保に大きな影響を与えています。そのような状況に対応するため、2024年度診療報酬改定において、人材確保や賃上げを目的とした【ベースアップ評価料】が創設されることとなりました。

### ◆概要

医療機関等で2024年度と2025年度の2年間の賃上げを計画し、その計画に応じてベースアップ評価料として診療報酬が加算されます。

各医療機関では、この加算された報酬分をすべて賃上げに充てる必要があります。



### ◆賃上げ促進税制の適用

ベースアップ評価料により賃上げが行われた場合でも、賃上げ促進税制の対象となります。

賃上げ促進税制は、一定の要件を満たし前年度より給与等の支給額を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税または所得税から最大45%税額控除できる制度です。

### ◆おわりに

制度対応には、まずベースアップ評価料および医療従事者の賃上げ見込み等の試算が必要です。算定や手続き等でお困りの方は、一部ゆびすいでも支援可能ですので、ぜひ弊社担当者へご相談ください。

「暦年贈与」と  
「相続時精算課税制度」

令和5年度改正



相続専門部  
飯尾 奈々美

## 1. はじめに

令和5年度改正により令和6年1月1日以降に行われる贈与や、贈与により取得する財産について以下の点が改正されました。

### 【暦年贈与】

- ・相続財産への持ち戻し対象期間が3年→7年に延長されました。
- ・緩和措置として、延長した4年間に受けた贈与については、総額100万円まで相続財産から控除可能となります。

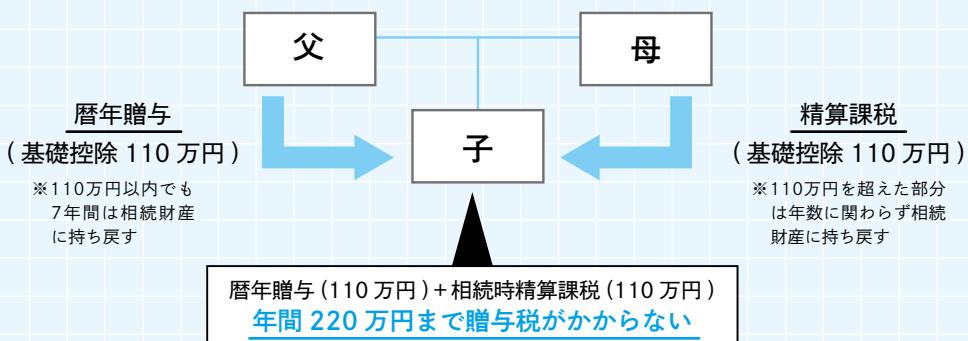
### 【相続時精算課税制度】

- ・年間110万円の基礎控除が創設されました。
- 新たに創設された基礎控除部分については、暦年贈与と異なり、相続財産に加算する必要がありません。これにより基礎控除額以下の贈与であれば、贈与税と相続税の負担無く財産を移転させることができます。

## 2. 基礎控除の併用

複数人から異なる方法で贈与を受けた場合の基礎控除の考え方はどうなるでしょうか?父からの贈与は暦年贈与、母からの贈与は相続時精算課税制度を適用した場合を例にしてご紹介いたします。

相続時精算課税制度に係る基礎控除は、暦年贈与に係る基礎控除とは別のものとなっています。その結果、贈与者が異なる場合であれば、両者に係る基礎控除を併用することで、年間最大220万円までの贈与について贈与税が課税されることになります。



## 3. おわりに

暦年贈与又は相続時精算課税制度のどちらを選択する方が有利になるかは、財産や寿命、家族の状況により異なります。贈与や相続についてご不明点がございましたら、ゆびすいの担当者までご相談ください。

# システムインテグレーションのご紹介

## 1. はじめに

ゆびすい会計システムでは2024年よりお客様向けのITサービスを提供する事業として「システムインテグレーション」の部門を立ち上げました。本稿ではそのサービスの概要をご紹介させていただきます。

## 2. システムインテグレーションとは？

システムインテグレーションとは「System Integration」で、SIと略されIT業界ではよく見聞きする言葉です。Integrationとは直訳すると「統合」や「一体化」といった意味で、複数のソフトウェア、ハードウェアなどを組み合わせてお客様が利用するシステムの企画・設計から開発・保守・運用までを手掛けるサービスです。

## 3. なぜ今システムインテグレーションなのか？

ITが人々の生活になくてはならないものになってからしばらく時間が経ちますが、さらなる急速なデジタル技術の進化により、市場での競争力または顧客満足度の維持・強化のため、企業や組織は今より一層IT化やデジタルトランスフォーメーション(DX)へ取り組む必要に迫られています。近年このIT化やデジタルトランスフォーメーションの波が事業活動の大きなテーマや課題となり、これらへの取り組みや課題解決に悩まれている経営者の方を多く見聞きするようになりました。

そこでゆびすい会計システムではシステムインテグレーションのサービスを始めることで、IT化やデジタルトランスフォーメーションへの取り組みという経営課題解決のお手伝いができないかということを考えました。便利になったとはいまだ利用する側の慣れやリテラシー、利用するまでの環境設定など複雑な知識を要するITサービスも多く、その運用や管理に追われ本来の担当業務に専念できない方もきっと多いはずです。また特にITを専門的に管理している担当者がいない場合、何かあったときすぐに話ができるような相談先があるということは大きな強みでしょう。

## 4. システムインテグレーションのサービス内容は？

システムインテグレーションではあらゆる企業や組織のニーズに応えるため、「機器物販」「構築、設計、導入支援」「各種保守、運用、管理代行」「ヘルプデスク」「セキュリティ」など様々なサービスを準備しています。記載している内容以外にもご提供できるサービスがございますので、IT関連のお困りごとがございましたらお気軽にお相談ください。

## 5. 最後に

ゆびすいグループのサービス「会計」「税務」「労務」「登記」「コンサルティング」に「IT」を加えることで、より幅広いニーズへ対応していきます。お問い合わせはゆびすいの担当者が下記のお問い合わせ先へお願い致します。



お問い合わせ先：株式会社ゆびすい会計システム システムインテグレーション  
担当：小宮 顕治

問い合わせ  
連絡先

T E L: 072-221-7149 メール: integ-info@yubisui.co.jp  
所 在 地: 〒590-0026 大阪府堺市堺区向陵西町 4-5-5 ゆびすいビル  
営業時間: 9:00 ~ 17:00(平日) サイト: www.yubisui.co.jp

要予約

6/28迄



賃上げ支援

税額控除

社会保険

雇用契約書

Zoom配信・参加費無料

# 税制・労務 法改正セミナー

2024. 7.9 (火) 13:30~17:00

令和6年度は、賃上げ支援、税額控除率アップ等、法人にとっても注目の税制改正が多くあります。  
また労務関連では、雇用契約書、社会保険の適用拡大等、社会に大きな影響を及ぼす法改正があります。  
本セミナーでは、令和6年度税制・労務関連の法改正について、概要と実務上の影響をご紹介いたします。

第一部 13時30分～14時30分

講 師

## 中小企業向け税制改正



第二部 14時45分～15時45分



## 労務管理に関する法改正



第三部 16時～17時

税理士法人ゆびすい  
税理士

社会保険労務士法人  
ゆびすい労務センター  
社会保険労務士

社会保険労務士法人  
ゆびすい労務センター

## 大企業向け税制改正

天谷 翔

藤原 克行

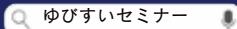
井上 智範

### お申込み方法

QRコードからのお申込みはこち  
ら

弊社HPまたはQRコードからお申込みいただけます。

セミナー詳細は弊社HPをご覧ください。



ゆびすいセミナー



### お問い合わせ先

税理士法人ゆびすい 堀事業部 担当：前田

MAIL [maeda-takehiro@yubisui.co.jp](mailto:maeda-takehiro@yubisui.co.jp)

WEB <https://www.yubisui.co.jp/>